

開放病床利用について（概要）

1 目的

登録医と当院の担当医が相互に医学の研鑽を図り、包括的で一貫性のある、安全で良質な医療を提供としています。

2 登録医とは

開放病床を利用するには、必要書類（様式1）を当院に提出し、登録する必要があります。当院を利用する申請のあった医療機関の医師を「登録医」といいます。登録をいただいた医師には「登録医証」を発行します。

3 内容

登録医から紹介のあった入院患者を当院の主治医と共に、当院の病棟で共に診療します。登録医が診療するにあたって、医療機器や施設などを利用できます。

また、必要に応じて当院が開催する各種研修会や講演会、各診療科のカンファレンス、症例検討会の参加も可能です。

4 受入診療科

内科、循環器内科、小児科、外科、呼吸器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科

5 開放病床数

一般病床 5床

6 利用方法

- 原則 平日の9時～17時
- 予定入院のみの利用
- ① 開放病床を利用する患者の情報（様式4）を医療連携室に FAX する。
- ② 患者が当院外来を受診した後、診察医と登録医で相談して共同利用を決定する。
- ③ 登録医が入院した患者を診察する場合、事前に医療連携室に連絡して日時を決定する。

7 開放型病床共同利用指導料について

現在はまだ算定していません。

【問合せ先】

北九州市立八幡病院 医療連携室

担当 千々岩 崎田

電話：662-6565（代表）